

# 大阪市債権回収対策推進会議

(平成 31 年 2 月 1 日)

資 料



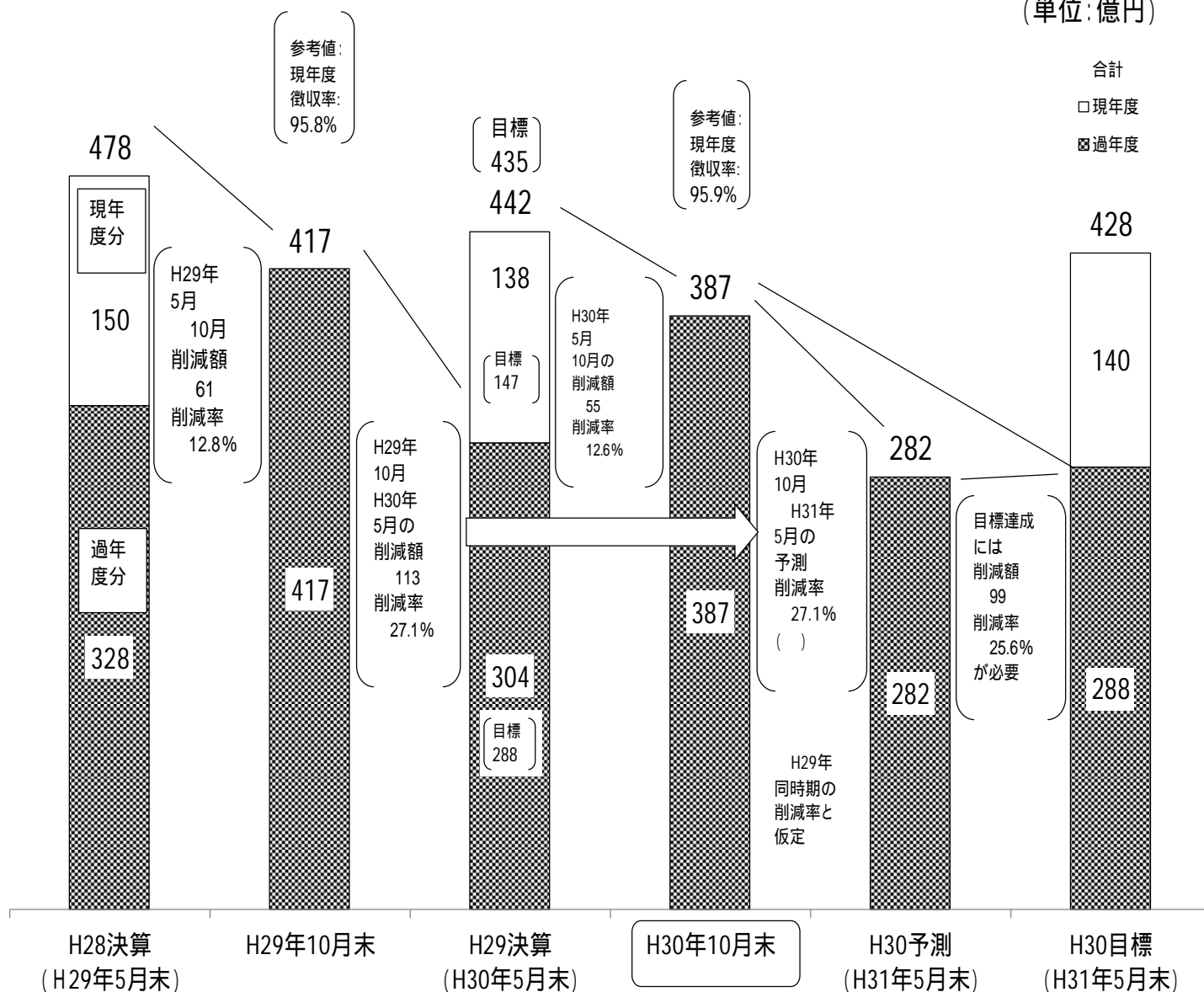
## 議題 1

### 平成 30 年 10 月末未収金の状況について



## 平成 30 年 10 月末未収金の状況について

(単位:億円)



- ・平成 30 年 10 月末現在、過年度分の未収金残高は 387 億円。
- ・過年度分について、平成 29 年度決算時(平成 30 年 5 月末)442 億円からの削減率は 12.6% で、昨年度同時期(削減率 12.8%)をわずかに下回るペースであるものの、年度後半に昨年度なみの削減率 27.1%を確保すれば、平成 30 年度決算予測値は 282 億円となり、目標の 288 億円を 6 億円上回ることであり、目標達成が可能である。
- ・現年度分を含めた平成 30 年度目標 428 億円を達成するためには、現年度分及び過年度分について、昨年度と同様に徹底した対策が必要である。
- ・今後、1 月末の未収金状況のとりまとめを行うが、各所属において各期の進捗管理を徹底していく必要がある。

## 平成30年10月末における未収金の主な内訳

上段:30年度10月末  
下段():29年度10月末

(単位:百万円)

	前年度決算時 未収金残高	今年度徴収済額 【過年度分】	不納欠損処理等 【過年度分】	10月末現在未収金 【過年度分】	削減率 【過年度分】
	29年度決算時 下段():28年度決算 A	30年4月～30年10月 B	30年4月～30年10月 C	30年10月末 D=A-B-C	上段:30年10月末 下段():29年10月末 (A-D)/A
国民健康保険料	15,570 ( 17,385 )	2,257 ( 2,286 )	205 ( 193 )	13,108 ( 14,906 )	15.8% ( 14.3% )
市税	10,121 ( 11,930 )	2,029 ( 2,205 )	148 ( 127 )	7,944 ( 9,598 )	21.5% ( 19.5% )
生活保護費返還金	9,190 ( 8,637 )	167 ( 122 )	△ 241 ( 6 )	9,264 ( 8,509 )	△ 0.8% ( 1.5% )
介護保険料	1,992 ( 2,160 )	192 ( 238 )	10 ( 6 )	1,790 ( 1,916 )	10.1% ( 11.3% )
住宅使用料	628 ( 737 )	120 ( 123 )	0 ( 0 )	508 ( 614 )	19.1% ( 16.7% )
保育所保育料	322 ( 252 )	72 ( 79 )	0 ( 0 )	250 ( 173 )	22.4% ( 31.3% )
その他の債権	6,396 ( 6,703 )	561 ( 545 )	44 ( 188 )	5,791 ( 5,970 )	9.5% ( 10.9% )
合計	44,219 ( 47,804 )	5,398 ( 5,598 )	166 ( 520 )	38,655 ( 41,686 )	12.6% ( 12.8% )

## 平成30年10月末の未収金の状況（債権別）

### 主要債権

(単位:百万円)

	所属	過年度					(参考) 現年度	
		H29年度末 未収金残高 A	H30年度10月末 未収金残高 過年度 B	H30年度10月末 までの削減率 (A - B) / A	H29年度10月末 までの削減率	H30年度とH29年度の 削減率の差	H30年度10月末 徴収率	H29年度10月末 徴収率
国民健康保険料	福祉局	15,570	13,108	15.8%	14.3%	1.5%	88.0%	87.2%
市 税	財政局	10,121	7,944	21.5%	19.5%	2.0%	97.8%	98.0%
生活保護費返還金	福祉局	9,190	9,264	-0.8%	1.5%	-2.3%	52.4%	45.6%
介護保険料	福祉局	1,992	1,790	10.1%	11.3%	-1.2%	97.1%	96.8%
住宅使用料	都市整備局	628	508	19.1%	16.7%	2.4%	97.8%	97.7%
保育所保育料	こども青少年局	322	250	22.4%	31.3%	-8.9%	98.1%	97.6%

### その他主要債権

	所属	H29年度末 未収金残高 A	H30年度10月末 未収金残高 過年度 B	H30年度10月末 までの削減率 (A - B) / A	H29年度10月末 までの削減率	H30年度とH29年度の 削減率の差	H30年度10月末 徴収率	H29年度10月末 徴収率
災害援護資金貸付金	危機管理室	113	109	3.5%	2.2%	1.3%	—	—
後期高齢者医療保険料	福祉局	544	412	24.3%	21.3%	3.0%	74.0%	73.3%
生活保護法指定 医療機関等返還金	福祉局	409	346	15.4%	1.0%	14.4%	100.0%	73.3%
国民健康保険料(不現住)	福祉局	362	359	0.8%	5.0%	-4.2%	0.0%	0.0%
国民健康保険給付費返 還金	福祉局	318	273	14.2%	11.4%	2.8%	74.8%	72.5%
介護保険給付費不正・不当利得 返還金及び加算金	福祉局	140	84	40.0%	2.0%	38.0%	100.0%	87.0%
大学奨学費貸付金返 還金収入	福祉局	72	46	36.1%	5.9%	30.2%	74.5%	53.3%
居宅介護給付費返還金 (居宅生活支援費返還金)	福祉局	69	68	1.4%	4.1%	-2.7%	—	100.0%
土地賃貸料	契約管財局	50	44	12.0%	4.3%	7.7%	95.8%	98.9%
母子父子寡婦福祉貸付金	こども青少年局	700	668	4.6%	4.9%	-0.3%	72.6%	69.1%
児童扶養手当返還金	こども青少年局	188	175	6.9%	7.8%	-0.9%	56.0%	39.0%
児童福祉施設徴収金	こども青少年局	78	75	3.8%	5.3%	-1.5%	54.4%	59.8%
霊園手数料	環境局	13	12	7.7%	7.7%	0.0%	72.8%	85.1%
不正入居等損害金 (市営住宅)	都市整備局	1,429	1,417	0.8%	0.9%	-0.1%	11.9%	6.9%
下水道使用料	建設局	182	71	61.0%	60.4%	0.6%	91.8%	92.5%
土地賃貸料 (一般会計)	港湾局	207	188	9.2%	1.5%	7.7%	99.7%	99.5%
土地賃貸料相当損害金	港湾局	126	124	1.6%	24.9%	-23.3%	99.0%	100.0%
給水料	水道局	109	64	41.3%	42.1%	-0.8%	93.2%	93.1%
学校給食費	教育委員会 事務局	160	123	23.1%	20.5%	2.6%	87.9%	45.9%
高等学校等奨学金 貸付金返還金	教育委員会 事務局	109	78	28.4%	0.0%	28.4%	71.8%	59.8%

### 【 内 訳 】

	H29年度末 未収金残高 A	H30年度10月末 未収金残高 過年度 B	H30年度10月末 までの削減率 (A - B) / A	H29年度10月末 までの削減率	H30年度とH29年度の 削減率の差	H30年度10月末 徴収率	H29年度10月末 徴収率
一 般 会 計	24,202	21,667	10.5%	11.6%	-1.1%	97.4%	97.5%
特 別 会 計	20,017	16,988	15.1%	14.2%	0.9%	91.4%	91.1%

## 平成30年10月末の未収金の状況(所属別)

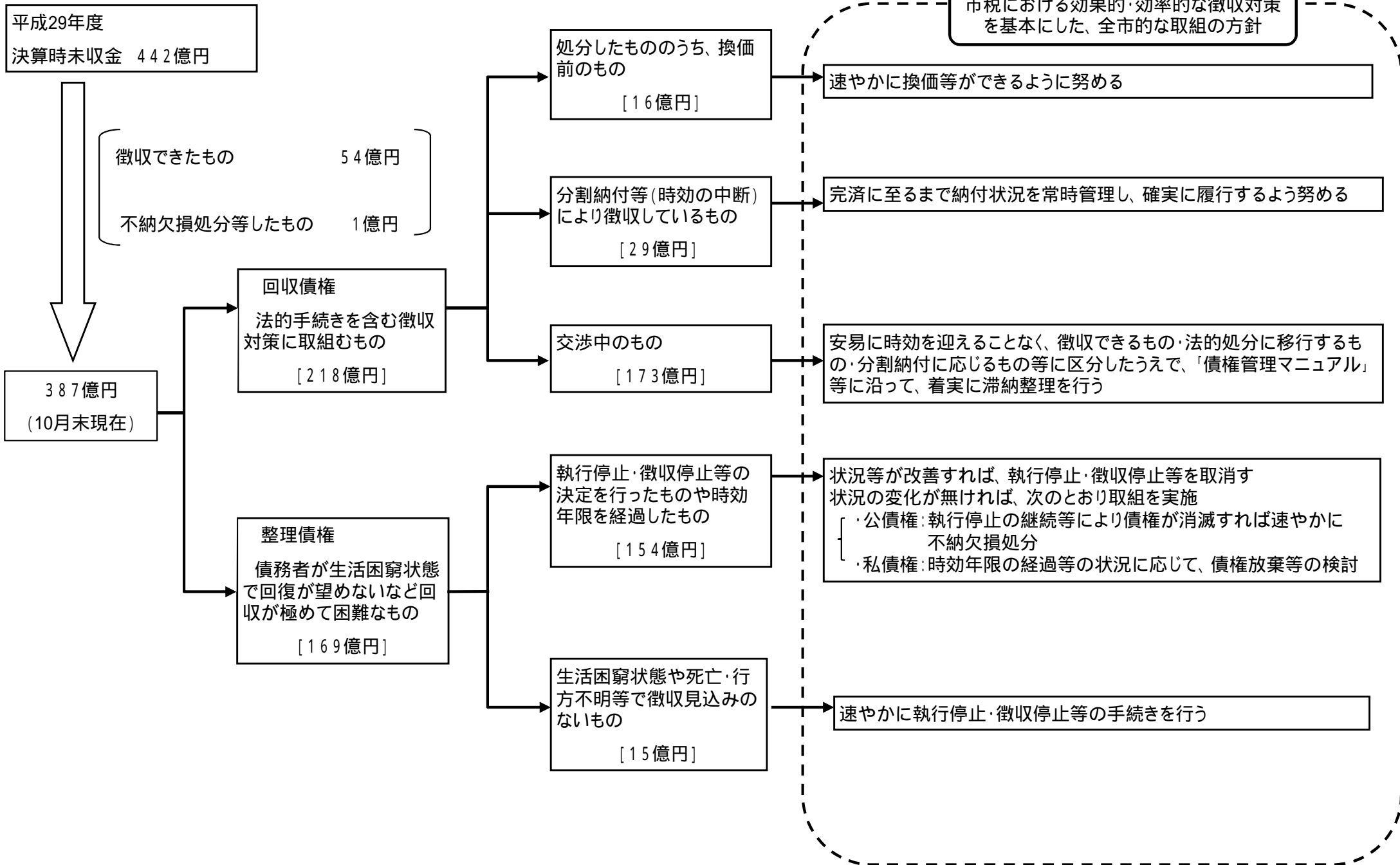
(単位:千円)

所 属	過年度					(参考) 現年度	
	H29年度末 未収金残高 A	H30年10月末 未収金残高 過年度 B	H30年度10月末 までの削減率 (A - B) / A	H29年度10月末 までの削減率	H30年度とH29年度の 削減率の差	H30年度10月末 徴収率	H29年度10月末 徴収率
人 事 室	3,136	3,116	0.6%	2.3%	-1.7%	-	-
区 役 所	2,010	1,855	7.7%	-7.7%	15.4%	100.0%	-
危 機 管 理 室	113,137	108,523	4.1%	2.2%	1.9%	-	-
経 済 戦 略 局	113,258	112,565	0.6%	5.9%	-5.3%	60.5%	60.0%
中 央 卸 売 市 場	19,864	17,749	10.6%	9.8%	0.8%	99.5%	99.2%
市 民 局	160	160	0.0%	10.4%	-10.4%	-	-
財 政 局	10,123,198	7,945,622	21.5%	19.5%	2.0%	97.8%	98.0%
契 約 管 財 局	53,123	46,607	12.3%	4.5%	7.8%	95.8%	98.9%
都 市 計 画 局	1,857	1,857	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
福 祉 局	29,214,191	26,352,919	9.8%	10.0%	-0.2%	88.5%	87.5%
健 康 局	1,364	1,335	2.1%	7.9%	-5.8%	100.0%	100.0%
こ ども 青 少 年 局	1,397,674	1,278,394	8.5%	10.0%	-1.5%	96.8%	94.6%
環 境 局	18,301	16,957	7.3%	2.8%	4.5%	73.1%	85.8%
都 市 整 備 局	2,108,768	1,966,831	6.7%	12.2%	-5.5%	97.6%	97.5%
建 設 局	210,070	97,886	53.4%	53.9%	-0.5%	94.5%	94.7%
港 湾 局	347,681	328,023	5.7%	16.2%	-10.5%	98.0%	99.4%
消 防 局	771	711	7.8%	7.3%	0.5%	-	-
水 道 局	132,532	86,073	35.1%	32.8%	2.3%	93.3%	93.2%
教 育 委 員 会 事 務 局	358,217	288,074	19.6%	10.5%	9.1%	89.3%	57.7%
合 計	44,219,312	38,655,257	12.6%	12.8%	-0.2%	95.9%	95.8%



# 平成29年度決算における未収金への取組状況(10月末現在)

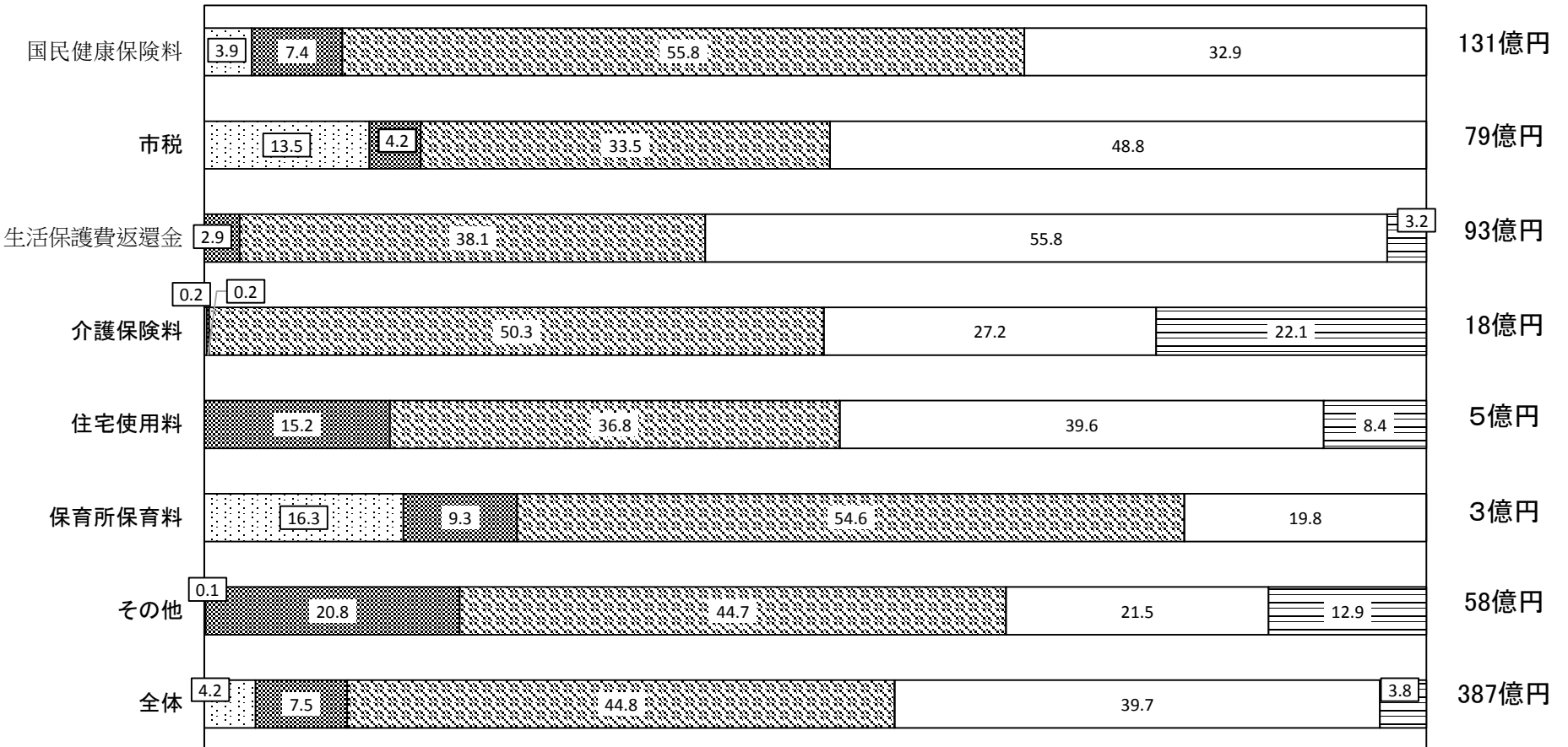
参考資料



# 平成29年度決算における未収金への取組状況(10月末現在)

□ 処分済み   ■ 分納履行中   ▨ 交渉中   □ 執行停止中   □ 生活困窮・行方不明等

(単位: %)



## 議題 2

平成 30 年度後半の取組強化の徹底について

( 現年度分・過年度分 )

## 平成 30 年度後半の取組について

### 国民健康保険料

現年賦課分	10 月末徴収率	88.0%	(前年度 10 月末	87.2%)
	決算見込徴収率	89.3%	(前年度決算	89.2%)
	[目標徴収率	89.3%	(前年度目標	89.0%)]
過年賦課分	10 月末徴収率	14.7%	(前年度 10 月末	13.3%)
	決算見込徴収率	21.6%	(前年度決算	21.0%)
	[目標徴収率	24.4%	(前年度目標	24.4%)]

#### 主な取組

##### (1) 未収世帯に対する納付督促の徹底

1 期末納世帯について、民間事業者による電話による納付督促を早期に行うとともに、それ以外の未納世帯に対しては、局から送付する未収を有する資格喪失世帯の一覧を活用した電話等による納付督促を実施し、未納保険料の解消を行う。

##### (2) 滞納処分の速やかな執行

既に財産調査を実施し、差押可能財産が判明している世帯について「差押予告書」を速やかに発送し、自主納付等を促すとともに、「差押予告書」を発送してもなお、保険料を納付しない世帯については厳正に滞納処分を執行し、換価充当を行う。

なお、収納率が低迷している区については、再任用職員が、集中的に臨区し、助言等を行う。

##### (3) 納付誓約不履行世帯に対する納付督促の徹底

納付誓約不履行世帯については、「納付誓約不履行世帯リスト」「納付誓約取消世帯リスト」等を参考に督促を徹底し、未納保険料の解消を行う。

##### (4) あらゆる機会を捉まえた納付指導の徹底

来庁勧奨通知、短期証更新及び証返還予告通知等の文書送付による、滞納者の来庁の機会を捉まえ、世帯の実情を聴取のうえ、保険料完納を促す指導をより一層徹底し、未納保険料の解消を行う。

##### (5) 文書等返戻世帯に係る居所確認の徹底

納付書及び督促状等の文書返戻世帯について、定例的に配信される文書返戻世帯にかかるリストに併せ、局において作成した短期証・資格証の返戻世帯にかかるリストの活用により、速やかに居所確認調査を実施し、不現住処理を徹底する。

# 平成30年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

福祉局

債権名 国民健康保険料

当初目標(徴収率)現年度 89.3%、過年度 24.4%

取組状況(10月末徴収率)現年度 88.0%、過年度 14.7%

## 取組内容

## 取組状況(10月末)

### 現年度分・過年度分

引き続きペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨を実施するとともに、再任用職員による区職員に対する直接指導を行い、職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。また、区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みも継続実施して行っていく。さらに、弁護士職員により不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する弁護士名入りの照会および実地調査を継続実施するなど、さらなる収入額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。

29年度より新たに実施した給与調査予告について、効果検証を行い引き続き実施する予定。

また、引き続き各区において適正な執行停止が行えるよう、状況把握や整理に努める等、局として取り組んでいく。

### 現年度分・過年度分

- 引き続きペイジー口座振替受付サービスを活用しており、ペイジーの利用数は10月末で対前年同月比797件増、新規口座登録世帯数については 566世帯であるが、前年度と同程度の34,996件、国保世帯全体における口座振替加入率は0.96ポイント増の47.63%といずれも前年度を同程度または上回っている状況にある。また、滞納処分等についても、差押予告は82世帯増の10,309世帯、差押は380世帯増の3,919世帯とそれぞれ前年度実績を上回っているところである。

- 国保収納業務の経験を有する職員(再任用)による区職員に対する直接指導による職員の能力アップ・組織体制の強化も継続実施しているところである。

- 区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続実施し、収納率の向上に努めているところである。

- 弁護士職員による、不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会および実地調査を継続して実施し、収入額確保の取り組み強化に努めているところである。

- 市債権回収対策室において給与調査予告を実施しているところである。

- 滞納整理業務の効率化が図れるよう、執行停止にかかる取扱いの整理を行っているところである。

- 上記の取り組みにより、10月末現在における収納率は現年度分では対前年同月比0.8ポイント増、過年度分では1.4ポイント増といずれも前年度を上回っているところである。

平成 30 年度後半の取組について

市税

現年賦課分	10 月末徴収率	67.7%	(前年度 10 月末	68.6%)
	(参考：納期経過分)	97.8%	(	"
	決算見込徴収率	99.4%	(前年度決算	99.4%)
	[目標徴収率	99.4%	(前年度目標	99.3%)]
過年賦課分	10 月末徴収率	20.3%	(前年度 10 月末	18.7%)
	決算見込徴収率	31.0%	(前年度決算	29.5%)
	[目標徴収率	31.0%	(前年度目標	30.0%)]

主な取組

- 市税収入確保のため策定した差押等の件数目標及び目標徴収率に対する進捗状況を踏まえて、市税事務所において作成した年度後半における収納対策の取組計画を確実に実施する。

具体的には、高額事案から順に督促中事案について確認し、年度内収入に結び付けるため、換価が容易な給与、預金、生命保険などの財産調査を徹底し、財産判明分については早急に差押えするとともに、固定資産税のみの滞納事案で給与等の差押えすべき債権が見当たらない事案については、不動産の差押えを積極的に行う。

現年賦課分における市・府民税 4 期、固定資産税 4 期については、納期限後出納閉鎖まで期間が短いため、電話による納税督促に合わせて計画的に財産調査を行い確実に徴収するよう努める。

- 税務部収税課においては、市税事務所の取組について、1 月から 5 月まで毎月の収納率等の目標と実績を確認し、特に高額事案については全市税事務所を訪問し、直接事案指導をするなど、進捗管理を確実に行うとともに、1 月末及び 4 月末時点の市税収入見込をもとに、2 月上中旬及び 5 月上中旬に全市税事務所に対してヒアリングを実施し、必要に応じて追加対策を講じるなど、一層の収納確保に取り組む。

平成30年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

財政局

債権名 市税

当初目標(徴収率)現年度 99.4%、過年度 31.0%

取組状況(10月末徴収率)現年度 97.8%、過年度 20.3%

取組内容

取組状況(10月末)

現年度分

昨年同様の取り組みを行う。平成30年度の数値目標は次のとおり(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象)

- ・差押件数：14,000件(昨年度実績：21,399件)
- ・給与照会件数：17,200件(昨年度実績29,121件)
- ・確定申告書等の資料閲覧件数：4,800件(昨年度実績：7,047件)
- ・インターネット公売実施回数：4回(昨年度実績：4回)
- ・合同公売実施回数：3回(昨年度実績：3回)
- ・搜索実施回数：30回(昨年度実績：65回)
- ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：85%以上(昨年度実績：85.3%)

過年度分

平成30年7月から10月を集中整理期間とし、平成27年度課税に係る滞納事案のうち、年税10万円以上(基幹2税目は期別25,000円以上)の対象事案の60%以上を徴収、処分、停止等により整理。  
また、未収金残高の5割以上を占める滞納税額10万円から100万円までの滞納事案のうち、特に滞納税額の割合の高い滞納税額10万円以上20万円未満事案について、期間を定めて集中的に整理する。

現年度分

- ・差押件数：8,301件(昨年同時期実績：9,368件)
- ・給与照会件数：11,799件(昨年同時期実績：11,656件)
- ・確定申告書等の資料閲覧件数：2,142件(昨年同時期実績：4,244件)
- ・インターネット公売実施回数：  
動産2回、不動産2回(昨年同時期実績：動産3回、不動産1回)
- ・合同公売実施回数：1回(昨年同時期実績：1回)
- ・搜索実施回数：16回(昨年同時期実績：25回)
- ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：85.5%(昨年同時期実績：85.8%)

過年度分

(1)

- ・対象事案数：2,418件
- ・整理率：51.1%

(2)

- ・対象事案数：12,559件
- ・整理率：53.6%

## 平成 30 年度後半の取組について

## 生活保護費返還金

現年賦課分	10 月末徴収率	52.4%	(前年度 10 月末	45.6%)
	決算見込徴収率	71.2%	(前年度決算	71.2%)
	[目標徴収率	71.2%	(前年度目標	65.7%)]

## 主な取組

- ・各実施機関に、債務者を生活保護受給中の者と受給中以外に区分し、さらに生活保護受給中の者については区内居住とそれ以外に仕分けするなど、債務者を性質別に分類したリストを示し、分類ごとに具体的かつ効果的な徴収方法によって徴収する。
- ・法第 78 条の 2 の申出による徴収について、10 月の法改正では上限(単身世帯 5,000 円)の撤廃はされなかったものの、上限の目安と変更されたため、債務者の家計状況等に応じて申出徴収額を設定するとともに、申出徴収の活用を推進する。
- ・法第 63 条返還金については、10 月の法改正により保護費から徴収が可能となった。加えて、法第 78 条徴収金については、平成 26 年 7 月の法改正以前の決定についても保護費からの徴収が可能と確認できたため、申出徴収の対象債権について、改めて実施機関に周知し、申出徴収の活用を推進する。

過年賦課分	10 月末徴収率	1.8%	(前年度 10 月末	1.4%)
	決算見込徴収率	2.8%	(前年度決算	2.7%)
	[目標徴収率	2.8%	(前年度目標	5.2%)]

## 主な取組

- ・滞納処分が可能な債権について、財産調査・居所調査等の方法を検討する。
- ・不納欠損処理について、平成 29 年度以前に処理すべき債権が処理できていないことが判明したため、不納欠損処理の準備期間を十分に確保し、時効が完成している全ての債権について、平成 30 年度中に不納欠損処理をおこなう。



平成30年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

福祉局

債権名 生活保護費返還金

当初目標(徴収率)現年度 71.2%、過年度 2.8%

取組状況(10月末徴収率)現年度 52.4%、過年度 1.8%

取組内容	取組状況(10月末)
<p><b>現年度分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護費返還金については、債務者を生活保護受給中の者と受給中以外に区分し、さらに生活保護受給中の者については区内居住とそれ以外に仕分けするなど、債務者を性質別に分類し、各分類ごとに具体的かつ効果的な徴収方法を提示することで、資力に乏しい債務者に対して、納付計画に基づく確実な返済を実現させる。</li> <li>法第78条の2の申出による徴収については、10月の法改正にあわせて上限(単身世帯5,000円)が撤廃される見込みであるため、引き続き申出による徴収の徹底を図るとともに、徴収額の増額を推進する。</li> <li>法第63条の返還金については、10月の法改正により申し出による保護費から徴収が可能となるため、申出による徴収の対象となる返還金については、制度活用を推進する。</li> </ul> <p><b>過年度分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資力を回復した債務者への財産調査を実施するとともに、滞納処分が可能な債権については滞納処分を実施するなど、必要な措置を講ずる。</li> <li>財産調査の結果、徴収可能な財産が確認できないときは、徴収停止・執行停止をするなど適切な債権管理をおこなう。</li> <li>返還金・徴収金の口座振替については過年度が対象外であるため、過年度の債権も口座振替の対象となるように調整するなど、過年度の未収債権の徴収手段を確立する。</li> <li>時効中断後の経過期間の確認など不納欠損に必要な事務処理期間を十分に確保することで、時効年限を経過した全ての債権の不納欠損処分を行う。</li> </ul>	<p><b>現年度分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各実施機関に、債務者を生活保護受給中の者と受給中以外に区分し、さらに生活保護受給中の者については区内居住とそれ以外に仕分けするなど、債務者を性質別に分類したリストを示すことで、各実施機関の取組の支援に着手している。</li> <li>法第78条の2の申出による徴収について、10月の法改正では上限(単身世帯5,000円)の撤廃はされなかったものの、上限の目安と変更されたため、債務者の家計状況等にに応じて申出徴収額を設定するよう通知を发出するとともに、申出徴収の活用の推進を実施している。</li> <li>法第63条返還金については、10月の法改正により保護費から徴収が可能となった。加えて、法第78条徴収金については、平成26年7月の法改正以前の決定についても保護費からの徴収が可能と確認できたため、申出徴収の対象債権について、改めて実施機関に周知し、申出徴収の活用の推進をしている。</li> </ul> <p><b>過年度分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滞納処分が可能な債権について、財産調査・居所調査等の方法を検討している。</li> <li>不納欠損処理について、平成29年度以前に処理すべき債権が処理できていないことが判明したため、不納欠損処理の準備期間を十分に確保し、時効が完成している全ての債権について、平成30年度中に不納欠損処理をおこなうようにしている。</li> </ul>

## 区役所で徴収事務を行っている債権の状況(10月末現在)

債権名: 生活保護費返還金

	平成29年度 10月末徴収率(A)		平成30年度 10月末徴収率(B)		対前年同月比 (B) - (A)	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北区	46.4%	1.3%	57.6%	1.5%	11.2%	0.2%
都島区	41.4%	0.9%	59.0%	2.2%	17.6%	1.3%
福島区	64.9%	3.0%	48.3%	2.4%	-16.6%	-0.6%
此花区	44.4%	1.5%	55.5%	3.7%	11.1%	2.2%
中央区	48.6%	1.5%	63.0%	2.3%	14.4%	0.8%
西区	46.8%	1.8%	45.8%	1.8%	-1.0%	0.0%
港区	38.9%	1.0%	45.9%	1.3%	7.0%	0.3%
大正区	43.9%	1.3%	45.7%	3.7%	1.8%	2.4%
天王寺区	40.8%	0.9%	49.4%	1.3%	8.6%	0.4%
浪速区	45.1%	0.8%	44.0%	1.0%	-1.1%	0.2%
西淀川区	32.3%	1.3%	44.5%	1.2%	12.2%	-0.1%
淀川区	41.5%	1.0%	38.4%	1.0%	-3.1%	0.0%
東淀川区	30.6%	1.3%	46.4%	1.6%	15.8%	0.3%
東成区	49.9%	1.1%	48.6%	0.5%	-1.3%	-0.6%
生野区	58.0%	1.1%	52.5%	1.3%	-5.5%	0.2%
旭区	37.1%	2.1%	43.5%	2.5%	6.4%	0.4%
城東区	45.8%	1.2%	50.2%	1.8%	4.4%	0.6%
鶴見区	40.6%	1.2%	38.4%	0.9%	-2.2%	-0.3%
阿倍野区	53.7%	2.5%	42.7%	1.4%	-11.0%	-1.1%
住之江区	44.9%	2.3%	46.2%	2.6%	1.3%	0.3%
住吉区	35.6%	1.7%	41.7%	1.3%	6.1%	-0.4%
東住吉区	41.0%	1.5%	59.2%	2.1%	18.2%	0.6%
平野区	41.8%	1.3%	59.5%	2.1%	17.7%	0.8%
西成区	55.5%	1.7%	63.9%	2.0%	8.4%	0.3%
24区合計	45.1%	1.4%	52.2%	1.8%	7.1%	0.4%



平成 30 年度後半の取組について

介護保険料

現年賦課分	10 月末徴収率	97.1%	(前年度 10 月末	96.8%)
	決算見込徴収率	98.0%	(前年度決算	98.0%)
	[目標徴収率	98.0%	(前年度目標	98.0%)]

過年賦課分	10 月末徴収率	9.7%	(前年度 10 月末	11.1%)
	決算見込徴収率	17.6%	(前年度決算	17.6%)
	[目標徴収率	17.6%	(前年度目標	27.0%)]

主な取組

滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化(通年)

第 1 段階を除くすべての段階の滞納者について、財産調査を徹底し、再三の催告にも応じない滞納者に対しては、差押えを執行するなど厳正に対処することにより、滞納保険料の徴収強化を図る。また、給与所得のある滞納者においては、勤務先照会を実施する。

民間委託業者の納付督促(架電・訪問)による早期滞納者等の徴収強化(実施期間:6 月～翌年 5 月)

65 歳年齢到達による資格取得後、年金から徴収する特別徴収が開始されるまでの間、普通徴収での払い忘れとなることがある。滞納が長期化すると解消につなげにくい傾向にあるため、早期滞納者(5 月までの滞納)への訪問徴収等の納付督促を徹底する。また、中長期滞納者(5 月以上前～の滞納者)への納付督促(架電・訪問)も行い、徴収強化を図る。

各区による徴収強化(第 1 次:7 月～10 月・第 2 次 11 月～翌年 2 月・第 3 次:翌年 2 月～5 月)年間 3 期に分けて収納対策期間を設定し、滞納状況を分析したうえで、全市をあげた収納対策を実施する。また、「市債権回収対策室」と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。

第 1 次:保険料段階第 5～11 段階で 15,000 円以上の滞納がある者へ納付書と勧奨ビラを送付する。その後も滞納が続く者へは最終催告書を送付。

また、前年度第 3 次対策の対象者で納付に至らなかった者へ差押予告を送付する。

第 2 次:保険料段階 5～11 段階かつ 67～69 歳の滞納者へ特別催告書を送付する。その後も滞納が続く者へは差押予告を送付する。

また、第 1 次対策の対象者で納付に至らなかった者へ差押予告を送付する。

第 3 次:検討中

資格の適正化

不現住に対する被保険者資格の適正化により、不必要な保険料賦課を削減するため、徴収業務委託事業者を活用し、不現住と疑われる者への速やかな調査を実施するとともに、住民基本台帳の職権削除依頼をし、早急な解消を目指す。

平成30年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

福祉局

債権名 介護保険料

当初目標(徴収率)現年度 98.0%、過年度 17.6%

取組状況(10月末徴収率)現年度 97.1%、過年度 9.7%

取組内容

取組状況(10月末)

現年度分・過年度分

滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化  
第1段階を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、再三の催告にも応じない滞納者に対しては差押を執行するなど厳正に対処することにより滞納保険料の徴収強化を図る。早期滞納者を中心に、最終催告書等の発送を強化し、更なる徴収強化を図る。

民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化  
65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの間は普通徴収となる。こうした徴収の仕組みを知らない早期滞納者が増える傾向があることや、滞納が長期化していくと滞納の解消へつながりにくい傾向にあるため、新規資格取得による早期滞納者への訪問徴収等の納付督促を引き続き徹底するとともに、65歳年齢到達者については、就労等により平日の日中は不在であることが多いと思われるため、夜間や休日の納付督促を重点的に行い、徴収強化を図る。また、中長期滞納者への納付督促について、引き続き、取組みを強化していく。

さらに、介護保険制度では65歳年齢到達により自動的に第1号被保険者となるため、連絡先電話番号を把握していない場合が多いことから、国民健康保険担当で把握している電話番号を活用して、被保険者との接触の機会の増加を図る。

各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化  
年間を3期に分けて収納対策期間を設定し、各区において早期滞納者及び高額滞納者を中心として、「納付督促文書」を送付し、積極的に滞納者との接触を図っていく。また、「市債権回収対策室」と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図っていく。

被保険者資格の適正化  
不現住者に対する被保険者資格の適正化により不要な保険料賦課を削減するため、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行う。

課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施  
給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先へ給与照会等を実施する。

現年度分・過年度分

滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化  
第1段階を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、再三の催告にも応じない滞納者に対しては差押を執行するなど厳正に対処することにより滞納保険料の徴収強化を図っている。また、早期滞納者を中心に、最終催告書等の発送を強化し、更なる徴収強化を図っている。

【平成30年10月末実績】  
・財産調査件数 416,668件  
・差押実施件数 237件(取立金額16,989千円)

民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化  
65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への訪問徴収等の納付督促を引き続き徹底している。なお、65歳年齢到達者については、就労等により平日の日中は不在であることが多いと思われるため、夜間や休日の納付督促を重点的に行い、徴収強化を図っている。また、中長期滞納者への納付督促について、引き続き、取組みを強化している。

さらに、介護保険制度では65歳年齢到達により自動的に第1号被保険者となるため、連絡先電話番号を把握していない場合が多いことから、国民健康保険担当で把握している電話番号を活用して、被保険者との接触の機会の増加を図っている。

【平成30年7月末実績】 103,795千円

各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化  
年間を3期に分けて実施する収納対策については、第1次対策期間の取組みを7月から10月にかけて実施し、各区において早期滞納者及び一定額以上の高額滞納者を中心として「納付督促文書」を送付し、積極的に滞納者との接触を図った。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図っている。残る対策期間についても、滞納状況を把握し、効果的に実施する。

被保険者資格の適正化  
不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不要な保険料賦課を削減していく。

【平成30年10月末実績】 不要調定削減額 32,006千円

課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施  
給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。

【平成30年10月末実績】  
納付催告 121件 国税徴収法141条に基づく照会 2件

## 平成 30 年度後半の取組について

## 住宅使用料

現年賦課分	10 月末徴収率	97.8%	(前年度 10 月末	97.7%)
	決算見込徴収率	99.6%	(前年度決算	99.6%)
	〔目標徴収率	99.6%	(前年度目標	99.6%)〕
過年賦課分	10 月末徴収率	19.2%	(前年度 10 月末	16.7%)
	決算見込徴収率	23.7%	(前年度決算	20.5%)
	〔目標徴収率	23.7%	(前年度目標	18.4%)〕

## 主な取組

## &lt; 都市整備局 &gt;

- ・住宅供給公社から引継がれ局で管理している滞納者に対し、電話督促や文書による納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。
- ・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間に電話督促を行い、徴収の強化を図る。
- ・指導に従わない和解不履行者に対し、早期に強制執行を申立て、納付を促す。
- ・訴訟提起等の法的措置対象者で、反応のない者について、現地へ訪問し、実態を把握するとともに納付指導を行い、徴収の強化を図る。
- ・滞納期間 3 ヶ月未満の入居中の滞納者を対象に、裁判所に対する支払督促手続きを行うことにより徴収の強化を図る。

## &lt; 住宅供給公社 &gt;

- ・局に引継ぐ前の 3 ヶ月未満の短期滞納者に対し、電話督促や呼出しによる納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。
- ・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間や休日に電話督促を行い、短期の納付忘れを防止するなど徴収の強化を図る。
- ・局への引継ぎ対象となる 3 ヶ月以上の長期滞納者に対し、局への引継ぎ後は明渡訴訟や強制執行手続き等の法的措置に移行する旨の説明をこれまで以上に徹底するなど、督促強化を図り、早期の滞納解消に努める。
- ・納付方法が納付書の入居者に対して、口座振替勧奨文書と口座振替依頼書を送付し、口座振替奨励を行う。

平成30年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

都市整備局

債権名 住宅使用料

当初目標(徴収率)現年度 99.6%、過年度 23.7%

取組状況(10月末徴収率)現年度 97.8%、過年度 19.2%

取組内容

取組状況(10月末)

現年度分

- ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。
- ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。
- ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には翌月に取消通知を発送する。
- ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。
- ・取消通知対象者のうち、通知発送事務期間中に一部納付をするものの完納せず、滞納が常態化している者に対して、取消通知事務の厳格化を図り、早期の滞納解消を求めていく。

過年度分

- ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き収納率の向上を図る。
- ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、平成30年7月稼働予定の住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
- ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。
- ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。
- ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。
- ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのあるものに対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。

現年度分

- ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において文書・電話による督促などを引き続き実施している。また、滞納整理の取組みをより実効あらしめるために督促方法の具体的な事例を踏まえた研修を定期的に行っている。
- ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導している。
- (平成30年度10月末時点即決和解申出件数：139件)
- ・即決和解申出者に対し和解期日まで滞納額が増加しないよう電話及び文書による督促を実施するとともに、即決和解当日不出頭者には翌月に取消通知を発送している。
- ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上のための取り組みを行っている。
- ・取消通知対象者のうち、通知発送事務期間中に一部納付をするものの完納せず、滞納が常態化している者に対して、取消通知事務の厳格化を図り、早期の

過年度分

- ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人より退去した滞納者や相続人に督促を行うとともに、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど収納率の向上を図っている。
- (平成30年度10月末時点委託先回収額：3,978千円)
- ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めている。
- ・所在の判明している退去滞納者に対して、まずは本市において督促や訪問員による現地訪問督促を実施し、支払いに応じない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としている。
- ・分割納付を誓約している者については、本市が常に履行状況を確認し不履行になった場合にはまずは本市において速やかに督促を行っている。
- (平成30年度10月末時点督促発送件数：404件)
- ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行っている。
- (平成30年度10月末時点債権差押申立件数：26件 取立件数：14件)
- ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者のうち督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのあるものについて、支払督促の取組みを行っている。
- (平成30年度10月末時点対象者：8件)



## 【こども青少年局保育施策部保育企画課】

### 平成 30 年度後半の取組について

#### 保育所保育料

現年賦課分	10 月末徴収率	98.1%	(前年度 10 月末	97.6%)
	決算見込徴収率	99.2%	(前年度決算	98.9%)
	〔目標徴収率	99.2%	(前年度目標	99.1%)〕
過年賦課分	10 月末徴収率	22.4%	(前年度 10 月末	31.2%)
	決算見込徴収率	37.7%	(前年度決算	29.7%)
	〔目標徴収率	49.4%	(前年度目標	30.8%)〕

#### 主な取組

##### (1) 電話による督促

###### 勤務先への電話督促

保育料滞納整理特別チームが保護者の勤務先へ電話し、本人を電話口まで呼び出して納付督促を行う。その際に滞納が続くようなら給与の差押を実施する旨を伝えて納付につなげていく。

###### 新規未収案件への集中督促

保育料滞納整理特別チームとして日常的に行っている電話督促について、出納整理期間中は、新規の未収案件の早期完納に向け、特に集中的に行う。

また、その中でも、納付書払いとなっている 4 歳児クラス以下の児童の保護者に対しては、電話督促時の働きかけだけでなく、局からの督促状郵送時に「口座振替依頼書」を同封するなど、新たな未納の防止に向けて口座振替への切り替えを強力に勧奨していく。

###### ターゲットを絞り込んだ納付督促

新たに幼児教育の無償化に該当した 4 歳児のきょうだい関係の滞納者など、ターゲットを絞り込みながら、個別に働きかけを強化し、保育料の納付に結びつけていく。

###### 夜間集中電話督促

保育料滞納整理特別チームと局課長職員が連携し、平成 30 年度 3 月分(4 月 5 日納期)の新規未収案件について、督促状発送時期(5 月中旬)に合わせた電話による夜間督促を集中的に実施する。(3 月に児童が退所することにより、保育料の引落口座を解約したことにより口座振替不能となった者を中心に督促することにより、毎年一定の効果を上げている。)

##### (2) 面談による納付勧奨

一括による納付が困難な事案については面談による納付相談を実施し、生活状況を確認したうえで分納による納付を勧奨する。その際、出納整理期間内の納付を強く指導する。

##### (3) 差押等滞納処分の実施

支払い能力があるにもかかわらず再三の納付督促に応じない滞納者に対しては、差押等滞納処分を行う。

また、公立保育所保育料の滞納者も、代行執行の制度を利用しながら、早期に納付交渉を行い、納付督促に応じない滞納者には、現年度保育料から差押等滞納処分を行なう。

なお、差押に当たっては、換価が容易な預金等を中心に実施する。



## 平成30年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

こども青少年局

債権名 保育所保育料

当初目標(徴収率)現年度 99.2%、過年度 49.4%

取組状況(10月末徴収率)現年度 98.1%、過年度 22.4%

取組内容	取組状況(10月末)
<p><b>現年度分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区役所と連携して納入通知書に定期的に口座振替依頼の案内を同封し、口座振替加入率の向上を目指す。</li> <li>新たに未納が発生したものについて、早期に電話・文書による督促を行い、早期の完納を目指す。</li> <li>児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納を目指す。</li> <li>支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、積極的に滞納処分を実施する。</li> <li>公立保育所について、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。</li> </ul> <p><b>過年度分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話や文書による督促を続け、早期の完納を目指す。</li> <li>納付交渉において、児童手当から直接徴収する同意徴収の申出書提出を強く求めていく。</li> <li>滞納処分ができるように、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。</li> <li>分納誓約不履行者をはじめ、納付に応じない滞納者には、滞納処分を行っていく。</li> <li>公立保育所保育料の滞納者には、代行執行の制度を利用し、滞納処分を行って行く。</li> </ul>	<p><b>現年度分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区と連携して納入通知書に定期的に口座振替依頼の案内を同封するなど、口座振替加入率の向上に取り組んできた。 (4月時点89.1%、10月時点92.8% 加入率3.7ポイント増)</li> <li>早期納付に向けた督促を強化し、早期の完納を目指して取り組みを進めてきた。</li> <li>児童手当からの特別徴収を実施するとともに、公立保育所の未収金も代行徴収により強制徴収公債権として積極的に徴収に取り組んできた。 (今年度徴収率98.1% 昨年度97.6% 0.5ポイント増)</li> <li>特別徴収件数：889件、金額20,611千円(6月・10月)</li> </ul> <p><b>過年度分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滞納処分の強化 平成30年度処分件数：199件(対前年比：113.7%)</li> <li>集中差押等の実施等により、預金を中心にした差押の実施 集中差押総数：115件、差押件数：74件、差押金額：3,649千円(前年比109.2%)</li> <li>督促の強化及び児童手当からの同意徴収により徴収率の向上に取り組んできた。 徴収率：22.4%(昨年度31.2% 修正後 20.6%) 1.8ポイント増</li> <li>同意徴収件数：258件 金額：14,217千円(4～10月分)</li> </ul>

# 平成30年度 市債権回収対策室の徴収状況

(平成30年10月末現在)

## (1) 個別に事案引継を行ったもの

債権名	所管局 (会計)	引継対象、条件	30年度			
			件数(件)	引継金額 (百万円)	徴収目標額 (百万円)	徴収実績 (百万円)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	国保制度離脱後に社会保険へ 加入及び市外転出の滞納者	1,676	276	58	41
市 税	財政局	国民健康保険料 との重複滞納	2,015	298	84	53
本料(税) 計			3,691	574	142	94
上記債権に伴う延滞金等			-	-	16	10
合 計			3,691	574	(A) 158	(B) 104

## (2) 財産調査・滞納処分強化によるもの(区役所との連携による徴収効果額)

債権名	所管局 (会計)	対象条件	財産調査対象 滞納額(百万円)	徴収効果目標額 (百万円)	徴収効果額 (百万円)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	5期以上の長期滞納者等	13,960	800	298
介護保険料	福祉局 (介護)	保険料第1段階(生活保護の受給者等) を除く滞納者	1,814	350	213
合 計			15,774	(C) 1,150	(D) 511

合計 +	徴収目標額(百万円) (A) + (C)	徴収実績(百万円) (B) + (D)
		1,308

## 議題 3

### 行政区別の目標について（10月末の状況）

## 平成30年度 行政区別の目標について(10月末の状況)

債権名：国民健康保険料

	平成29年度		平成30年度		平成30年度		対前年同月比		目標との比較	
	10月末徴収率(A)		10月末徴収率(B)		目標徴収率(C)		(B) - (A)		(B) - (C)	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北区	88.2%	20.0%	89.5%	22.3%	90.4%	33.0%	1.3%	2.3%	-0.9%	-10.7%
都島区	89.8%	15.4%	90.2%	16.6%	91.1%	24.4%	0.4%	1.2%	-0.9%	-7.8%
福島区	91.3%	17.5%	92.6%	17.8%	93.3%	27.5%	1.3%	0.3%	-0.7%	-9.7%
此花区	88.5%	13.1%	88.8%	16.0%	89.9%	24.4%	0.3%	2.9%	-1.1%	-8.4%
中央区	83.3%	13.3%	83.8%	13.4%	86.0%	24.1%	0.5%	0.1%	-2.2%	-10.7%
西区	85.9%	16.3%	86.2%	17.5%	89.3%	25.7%	0.3%	1.2%	-3.1%	-8.2%
港区	87.4%	12.2%	87.8%	13.0%	89.3%	23.2%	0.4%	0.8%	-1.5%	-10.2%
大正区	87.2%	19.1%	88.8%	19.2%	91.2%	29.3%	1.6%	0.1%	-2.4%	-10.1%
天王寺区	90.1%	14.0%	91.3%	14.3%	92.3%	24.4%	1.2%	0.3%	-1.0%	-10.1%
浪速区	76.7%	10.4%	77.4%	11.9%	81.0%	22.6%	0.7%	1.5%	-3.6%	-10.7%
西淀川区	93.1%	14.2%	92.8%	14.9%	95.2%	24.4%	-0.3%	0.7%	-2.4%	-9.5%
淀川区	86.1%	11.3%	87.5%	14.5%	88.3%	23.0%	1.4%	3.2%	-0.8%	-8.5%
東淀川区	86.1%	13.0%	87.1%	14.3%	87.6%	24.4%	1.0%	1.3%	-0.5%	-10.1%
東成区	87.3%	14.2%	88.4%	15.4%	89.7%	24.4%	1.1%	1.2%	-1.3%	-9.0%
生野区	82.2%	12.0%	81.3%	13.3%	85.7%	23.0%	-0.9%	1.3%	-4.4%	-9.7%
旭区	88.7%	14.0%	89.9%	15.6%	89.8%	24.4%	1.2%	1.6%	0.1%	-8.8%
城東区	89.5%	16.8%	91.3%	15.4%	91.2%	24.9%	1.8%	-1.4%	0.1%	-9.5%
鶴見区	90.9%	13.0%	92.3%	13.8%	92.7%	23.0%	1.4%	0.8%	-0.4%	-9.2%
阿倍野区	93.5%	18.3%	93.7%	21.3%	93.7%	27.5%	0.2%	3.0%	0.0%	-6.2%
住之江区	89.2%	15.7%	90.1%	18.7%	90.0%	24.5%	0.9%	3.0%	0.1%	-5.8%
住吉区	86.9%	14.1%	89.2%	17.1%	89.5%	24.4%	2.3%	3.0%	-0.3%	-7.3%
東住吉区	88.9%	14.5%	89.6%	14.2%	90.3%	24.4%	0.7%	-0.3%	-0.7%	-10.2%
平野区	86.0%	6.3%	86.4%	7.2%	88.7%	22.5%	0.4%	0.9%	-2.3%	-15.3%
西成区	78.7%	11.7%	78.2%	13.5%	81.8%	23.0%	-0.5%	1.8%	-3.6%	-9.5%
24区合計	87.2%	13.3%	88.0%	14.7%	89.3%	24.4%	0.8%	1.4%	-1.3%	-9.7%

## 行政区別の未収金残高目標についての所属認識

### 1. 30年10月末現在の状況について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

ペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨、区長マネジメントによる各区の特性に応じた収納率向上の取り組み、国保収納業務の経験を有する職員による区職員の能力アップ・組織体制の強化、また弁護士職員による、不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会および実地調査を継続して実施してきたところである。

また、市債権回収対策室においては給与調査予告を実施しているところである。

10月末現在の取組状況

- ・ペイジー利用件数 29,012件(対前年同月比 + 797件)
- ・新規口座登録世帯数 34,996世帯(対前年同月比 566世帯)
- ・口座振替加入率 47.63%(対前年同月比 + 0.96%)
- ・滞納処分世帯数
  - 差押予告 10,309世帯(対前年同月比 + 82世帯)
  - 差押 3,919世帯(対前年同月比 + 380世帯)
- ・徴収率

対前年同月比で現年度: +0.8% 過年度(滞納繰越)分: +1.4%といずれも前年度を上回っているところである。

### 2. 目標達成の見込みについて(各行政区の見込み、達成のための取組など)

10月末現在、徴収率の対前年同月比は現年度・過年度ともに上回っている。今後の取り組みとして、区窓口での口座振替勧奨を引き続き実施することや、区・市債権回収対策室では滞納世帯に対する財産調査・差押予告の送付を行う等、さらなる収入額確保の取り組みを出納整理期間の最後まで行うとともに、局でも収入状況を分析し、各区と情報共有を行う等、区・局一丸となって未収金額の削減に取り組む。今年度は現年度分で目標徴収率89.3%の達成を見込んでいる。

## 平成30年度 行政区別の目標について(10月末の状況)

債権名：介護保険料

	平成29年度 10月末徴収率(A)		平成30年度 10月末徴収率(B)		平成30年度 目標徴収率(C)		対前年同月比 (B) - (A)		目標との比較 (B) - (C)	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北区	96.5%	10.7%	96.9%	11.9%	98.0%	17.3%	0.4%	1.2%	-1.1%	-5.4%
都島区	97.0%	12.1%	97.4%	6.6%	98.3%	18.6%	0.4%	-5.5%	-0.9%	-12.0%
福島区	97.4%	17.5%	97.7%	14.0%	98.5%	16.8%	0.3%	-3.5%	-0.8%	-2.8%
此花区	96.6%	12.6%	96.9%	10.7%	97.9%	16.2%	0.3%	-1.9%	-1.0%	-5.5%
中央区	96.2%	12.5%	96.5%	9.8%	97.6%	17.9%	0.3%	-2.7%	-1.1%	-8.1%
西区	96.7%	13.8%	96.9%	10.0%	98.1%	16.4%	0.2%	-3.8%	-1.2%	-6.4%
港区	96.8%	9.8%	97.1%	9.6%	97.8%	18.9%	0.3%	-0.2%	-0.7%	-9.3%
大正区	96.7%	9.7%	97.0%	10.2%	97.8%	17.7%	0.3%	0.5%	-0.8%	-7.5%
天王寺区	97.0%	15.7%	97.2%	13.0%	98.6%	16.1%	0.2%	-2.7%	-1.4%	-3.1%
浪速区	95.0%	10.6%	95.4%	8.2%	96.6%	18.0%	0.4%	-2.4%	-1.2%	-9.8%
西淀川区	97.2%	11.9%	97.6%	11.1%	98.3%	17.3%	0.4%	-0.8%	-0.7%	-6.2%
淀川区	96.4%	8.9%	96.9%	8.6%	97.6%	17.9%	0.5%	-0.3%	-0.7%	-9.3%
東淀川区	97.1%	10.6%	97.4%	10.5%	98.2%	17.3%	0.3%	-0.1%	-0.8%	-6.8%
東成区	96.6%	12.8%	96.9%	9.9%	97.9%	17.3%	0.3%	-2.9%	-1.0%	-7.4%
生野区	95.2%	8.1%	95.5%	8.7%	96.8%	18.5%	0.3%	0.6%	-1.3%	-9.8%
旭区	97.6%	12.2%	97.8%	7.3%	98.6%	17.5%	0.2%	-4.9%	-0.8%	-10.2%
城東区	97.4%	16.5%	97.7%	10.5%	98.5%	16.3%	0.3%	-6.0%	-0.8%	-5.8%
鶴見区	97.7%	11.2%	97.8%	11.2%	98.8%	16.8%	0.1%	0.0%	-1.0%	-5.6%
阿倍野区	97.7%	11.2%	97.8%	12.8%	98.8%	16.8%	0.1%	1.6%	-1.0%	-4.0%
住之江区	96.8%	11.1%	97.1%	8.8%	98.0%	17.4%	0.3%	-2.3%	-0.9%	-8.6%
住吉区	97.1%	10.3%	97.3%	11.2%	98.3%	17.8%	0.2%	0.9%	-1.0%	-6.6%
東住吉区	97.2%	8.9%	97.5%	10.4%	98.4%	18.0%	0.3%	1.5%	-0.9%	-7.6%
平野区	96.8%	13.4%	97.2%	10.2%	98.0%	16.6%	0.4%	-3.2%	-0.8%	-6.4%
西成区	94.8%	8.0%	95.1%	7.4%	96.2%	18.1%	0.4%	-0.6%	-1.1%	-10.7%
24区合計	96.8%	11.1%	97.1%	9.7%	98.0%	17.6%	0.3%	-1.4%	-0.9%	-7.9%

## 行政区別の未収金残高目標についての所属認識

### 1. 30年10月末現在の状況について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

現時点の収納率の現年度分については、前年度同月の収納率を+0.3%上回っている。

なお、過年度分については、前年度同月を上回っている区も見受けられるものの、全区合計の収納率は下回っている状況である。

今後も、目標収納率を達成できるよう、引き続き収納対策を強力に実施していく必要があると考えている。

### 2. 目標達成の見込みについて(各行政区の見込み、達成のための取組など)

目標達成のための取組みとして、区・局担当者による介護保険料収納向上対策連絡会議を開催し、収納対策についての意識共有を図る。

そのうえで、11月中旬以降から2月中旬までにかけて第2次収納対策、2月下旬から5月末(出納閉鎖期間)にかけて第3次収納対策を実施する。

また、各区で独自の収納対策については引き続き実施し、区・局全体で収納率向上に努める。

## 平成30年度 行政区別の目標について(10月末の状況)

債権名：後期高齢者医療保険料

	平成29年度 10月末徴収率(A)		平成30年度 10月末徴収率(B)		平成30年度 目標徴収率(C)		対前年同月比 (B) - (A)		目標との比較 (B) - (C)	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北区	73.8%	28.6%	74.3%	36.0%	99.0%	30.8%	0.5%	7.4%	-24.7%	5.2%
都島区	73.4%	19.2%	73.9%	20.9%	99.0%	30.8%	0.5%	1.7%	-25.1%	-9.9%
福島区	73.0%	30.0%	74.3%	25.6%	99.0%	30.8%	1.3%	-4.4%	-24.7%	-5.2%
此花区	72.9%	22.1%	74.0%	25.5%	99.0%	30.8%	1.1%	3.4%	-25.0%	-5.3%
中央区	73.5%	26.2%	74.2%	30.2%	99.0%	30.8%	0.7%	4.0%	-24.8%	-0.6%
西区	72.8%	19.6%	73.6%	24.7%	99.0%	30.8%	0.8%	5.1%	-25.4%	-6.1%
港区	73.2%	24.6%	73.8%	29.3%	99.0%	30.8%	0.6%	4.7%	-25.2%	-1.5%
大正区	72.9%	20.4%	73.7%	26.5%	99.0%	30.8%	0.8%	6.1%	-25.3%	-4.3%
天王寺区	74.1%	24.3%	74.2%	21.0%	99.0%	30.8%	0.1%	-3.3%	-24.8%	-9.8%
浪速区	72.6%	27.5%	73.7%	15.2%	99.0%	30.8%	1.1%	-12.3%	-25.3%	-15.6%
西淀川区	73.4%	18.0%	74.2%	22.7%	99.0%	30.8%	0.8%	4.7%	-24.8%	-8.1%
淀川区	73.0%	17.9%	73.5%	21.7%	99.0%	30.8%	0.5%	3.8%	-25.5%	-9.1%
東淀川区	73.5%	21.0%	74.2%	17.0%	99.0%	30.8%	0.7%	-4.0%	-24.8%	-13.8%
東成区	73.2%	18.7%	74.0%	21.4%	99.0%	30.8%	0.8%	2.7%	-25.0%	-9.4%
生野区	73.2%	18.5%	74.0%	29.3%	99.0%	30.8%	0.8%	10.8%	-25.0%	-1.5%
旭区	73.7%	25.2%	74.5%	21.2%	99.0%	30.8%	0.8%	-4.0%	-24.5%	-9.6%
城東区	73.1%	23.8%	74.0%	25.3%	99.0%	30.8%	0.9%	1.5%	-25.0%	-5.5%
鶴見区	73.6%	32.6%	74.2%	36.6%	99.0%	30.8%	0.6%	4.0%	-24.8%	5.8%
阿倍野区	73.6%	31.5%	74.1%	28.0%	99.0%	30.8%	0.5%	-3.5%	-24.9%	-2.8%
住之江区	72.9%	18.7%	73.9%	25.6%	99.0%	30.8%	1.0%	6.9%	-25.1%	-5.2%
住吉区	73.4%	15.7%	73.9%	26.0%	99.0%	30.8%	0.5%	10.3%	-25.1%	-4.8%
東住吉区	73.6%	22.1%	74.3%	23.6%	99.0%	30.8%	0.7%	1.5%	-24.7%	-7.2%
平野区	73.3%	18.8%	74.1%	24.5%	99.0%	30.8%	0.8%	5.7%	-24.9%	-6.3%
西成区	71.6%	9.3%	72.5%	11.3%	99.0%	30.8%	0.9%	2.0%	-26.5%	-19.5%
24区合計	73.3%	20.8%	74.0%	23.8%	99.0%	30.8%	0.7%	3.0%	-25.0%	-7.0%



## 行政区別の未収金残高目標についての所属認識

### 1. 30年10月末現在の状況について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

後期高齢者医療被保険者数及び制度改正による1人あたり保険料の増加により、前年度同月と比較すると、保険料現年度調定額が205,827千円増加しているものの、現年度・過年度共に徴収率が昨年同月を上回っており、未収金残高も昨年同月より減らすことができている。

### 2. 目標達成の見込みについて(各行政区の見込み、達成のための取組など)

目標達成の取組みとして、十分な資力がありながら納付に応じない被保険者について、順次滞納処分を行っており、今後年度末に向けさらなる滞納処分の強化に努める。

## 平成30年度 行政区別の目標について(10月末の状況)

債権名: 母子父子寡婦福祉貸付金

	平成29年度		平成30年度		平成30年度		対前年同月比		目標との比較	
	10月末徴収率(A)		10月末徴収率(B)		目標徴収率(C)		(B) - (A)		(B) - (C)	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北区	64.8%	6.7%	60.6%	4.9%	72.6%	8.2%	-4.2%	-1.8%	-12.0%	-3.3%
都島区	78.5%	11.4%	79.3%	5.3%	92.3%	18.5%	0.8%	-6.1%	-13.0%	-13.2%
福島区	70.6%	6.7%	68.8%	7.3%	83.8%	8.5%	-1.8%	0.6%	-15.0%	-1.2%
此花区	52.0%	5.3%	67.6%	2.6%	76.6%	9.2%	15.6%	-2.7%	-9.0%	-6.6%
中央区	57.4%	4.1%	59.3%	8.2%	67.7%	11.5%	1.9%	4.1%	-8.4%	-3.3%
西区	64.9%	0.6%	76.3%	0.7%	87.5%	3.0%	11.4%	0.1%	-11.2%	-2.3%
港区	68.7%	4.9%	78.5%	12.8%	80.3%	17.9%	9.8%	7.9%	-1.8%	-5.1%
大正区	73.5%	6.2%	74.6%	5.8%	87.2%	9.0%	1.1%	-0.4%	-12.6%	-3.2%
天王寺区	61.5%	7.1%	56.9%	3.8%	73.6%	10.0%	-4.6%	-3.3%	-16.7%	-6.2%
浪速区	52.0%	2.8%	57.0%	4.0%	64.6%	7.4%	5.0%	1.2%	-7.6%	-3.4%
西淀川区	70.6%	4.4%	78.5%	12.2%	85.7%	9.0%	7.9%	7.8%	-7.2%	3.2%
淀川区	67.0%	10.1%	81.5%	7.6%	78.5%	11.0%	14.5%	-2.5%	3.0%	-3.4%
東淀川区	65.0%	2.4%	63.7%	4.6%	76.4%	5.8%	-1.3%	2.2%	-12.7%	-1.2%
東成区	70.2%	6.6%	67.4%	17.7%	85.0%	11.0%	-2.8%	11.1%	-17.6%	6.7%
生野区	72.6%	3.4%	75.1%	4.1%	84.0%	7.2%	2.5%	0.7%	-8.9%	-3.1%
旭区	67.6%	3.7%	69.1%	2.5%	83.8%	6.1%	1.5%	-1.2%	-14.7%	-3.6%
城東区	79.2%	4.8%	77.7%	4.3%	92.3%	9.4%	-1.5%	-0.5%	-14.6%	-5.1%
鶴見区	70.5%	8.6%	74.1%	7.2%	85.6%	14.5%	3.6%	-1.4%	-11.5%	-7.3%
阿倍野区	80.7%	3.4%	68.0%	2.7%	85.4%	9.8%	-12.7%	-0.7%	-17.4%	-7.1%
住之江区	72.0%	6.5%	79.1%	5.1%	86.3%	10.8%	7.1%	-1.4%	-7.2%	-5.7%
住吉区	79.2%	4.2%	78.1%	3.2%	87.6%	6.2%	-1.1%	-1.0%	-9.5%	-3.0%
東住吉区	65.4%	2.7%	61.5%	2.2%	71.6%	6.5%	-3.9%	-0.5%	-10.1%	-4.3%
平野区	65.4%	3.7%	73.1%	2.7%	85.6%	6.2%	7.7%	-1.0%	-12.5%	-3.5%
西成区	69.2%	5.9%	68.0%	4.9%	82.8%	9.8%	-1.2%	-1.0%	-14.8%	-4.9%
24区合計	69.1%	5.0%	72.6%	4.5%	82.1%	8.5%	3.5%	-0.5%	-9.5%	-4.0%

## 行政区別の未収金残高目標についての所属認識

1. 30年10月末現在の状況について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

「母子父子寡婦福祉貸付金償還促進事業」において、9月26日に各区担当者を対象に説明会を開催し、各区において償還促進の取り組みを進めている。

2. 目標達成の見込みについて(各行政区の見込み、達成のための取組など)

・償還促進月間において、各区において連帯保証人を含めた納付交渉を行い、滞納解消の取り組みを進めている。  
・サービサー(債権回収業者)による債権回収を行い、訪問による直接交渉に重点を置きながら早期納付を求める。  
・局において非常勤嘱託職員を雇用し、分納誓約などの履行状況等収納管理を行い、滞納者に早期に連絡し徴収の強化を図る。  
・債務者らが破産免責を受けている債権をはじめ徴収見込みのない債権について、債権放棄の手続きを進める。



## 議題 4

その他

